



鶏見風

発行者 神戸東労働基準協会

〒651-0085 神戸市中央区八幡通3-2-5

(I・N東洋ビル6階(601号))

TEL 078-222-1001

FAX 078-222-6116

発行責任者 高岡 拓史

印刷 コベルコビジネスパートナーズ(株)

令和6年度 兵庫労働安全衛生大会が開催されました



令和6年10月23日、加古川市民会館にて標記大会が開催され、当協会から56名の多数の方が参加されました。安全衛生表彰式では、県下12事業場、13名(個人)が受賞されました。受賞者の皆様、おめでとうございます。(関連記事6頁)

以下、体験発表・事例発表「キャタピラー・ジャパン合同会社 安全衛生管理について～米国企業の安全衛生管理～」の概要を紹介します。

以下「HOP」の5大原則を紹介します。

- ・ 主要製品:油圧ショベル、鉱山用機械、世界中で400万台の建機が稼働
- ・ 社員数(グローバル総数) 113,000人
- ・ 同社では、昨年、アメリカの安全対策に関する「HOP」(Human and Organizational Performance)の考え方(*)を取り入れ、安全戦略、安全文化を刷新し、この考え方に基づき作業方法の改善等に取り組まれ、無事故・無災害を目指されています。

*「人に完璧を求めることは現実的ではない」ことを前提とした考え方

- ・ 以下「HOP」の5大原則を紹介します。
 - 1 人は間違いを起こすもの
ミスを認識し前提として安全策を講じる
 - 2 非難は何も解決しない
非難は信頼関係を破壊する、何がエラーを引き起こしたのかが大事
 - 3 人は、そのときの状況に従う
人は、その場その場で納得のいく行動をしている
 - 4 学習と改善は不可欠
事故の発生頻度は少ない、通常業務の状況・変化から学ぶことが大切
 - 5 いざというとき、どう対処するか
良い改善の機会と捉えるべし、心理的安全性をしっかりと担保する



アトラクション：高砂高校ジャズバンド部

監督署だより

兵庫県の最低賃金

兵庫労働局

☆地域別最低賃金

兵庫県最低賃金	時間額 1,052円 (+51)	発効日 令和6年10月1日	☆兵庫県内の事業場で働くすべての労働者について、この兵庫県最低賃金が適用されます。
---------	-------------------------------	------------------	---

☆特定(産業別)最低賃金

最低賃金の種類	時間額	適用する使用者	適用除外する労働者
塗料製造業	1,099円 (+51) 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 塗料製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は隣の業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検査若しくは選別の業務
鉄鋼業	1,116円 (+51) 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄鋼業 (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は隣の業務 ロ 軽易な運搬の業務
はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業	1,087円 (+52) 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業 (2) 生産用機械器具製造業 (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く。) (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は隣の業務 ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検査又は選別の業務 ハ 塗装におけるマスキングの業務 ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ホ 材料の送給、洗浄、取換え、剥印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,053円 (+51) 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は隣の業務 ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、桌上旋盤若しくは桌上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取換え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、剥印打ち、みがき、バリ取り、組立、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼りは値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
輸送用機械器具製造業	1,126円 (+51) 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 鉄道車両・同部分品製造業 (2) 船舶製造・修理業、船舶機関製造業 (3) 航空機・同附属品製造業 (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。) *「自動車・同附属部品製造業」は兵庫県最低賃金が適用されます。	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は隣の業務 ロ 塗装におけるマスキングの業務 ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ニ 材料の送給、洗浄、取換え、剥印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,053円 (+51) 令和6年12月1日発効	兵庫県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け、隣、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ロ 手作業による小部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務
自動車小売業	1,052円 改正なし 令和6年10月1日発効	※自動車小売業においては令和6年度の金額改正がなかったことから、令和6年10月1日以降、兵庫県最低賃金(1,052円)が適用されています。	

「繊維工業」、「各種商品小売業」は令和6年10月1日から兵庫県最低賃金(1,052円)が適用されています。

労働基準局広報キャラクター
たしかめたん



※労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は金額の高いものが適用となります(最賃法第6条)。

例：塗料製造業最低賃金

令和6年11月30日まで 1,048円(現行) < 地域別最低賃金 1,052円 → 地域別最低賃金を適用

令和6年12月1日以降 1,099円(改正後) > 地域別最低賃金 1,052円 → 特定最低賃金を適用



「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度のことで!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合 円 ≥ 円

2 日給の場合 円 ÷ 時間 = 円 ≥ 円

3 月給の場合 円 ÷ 時間 = 円 ≥ 円

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大600万円を助成

業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件

1 事業場内最低賃金の引上げ

2 引上げ後の賃金額の支払い

3 生産性向上に資する機器・設備などを導入

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施



3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

(R6.9)

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告



＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



兵庫労働安全衛生大会

兵庫労働基準連合会会長 表彰受賞者のご紹介

○優良事業場(安全関係) エムケイサービス株式会社 様



エムケイサービス(株)様

この度は、安全関係優良事業場として、兵庫労働基準連合会会長表彰を受賞する栄誉にあずかり厚く御礼申し上げます。

当社は、神戸港に於いて主に輸出入貨物の流通加工業務を行っております。

職場では、フォークリフトが行きかう中、女性の方が検品・ピッキング作業を行っており、接触災害・転倒災害には特に気づかい日々作業を行っています。

毎月開催する安全衛生委員会、安全講習会で「安全とは」「熱中症になったら」等テーマを決めて安全意識向上に努めております。

この受賞を機に改めて全社一丸となって「無災害」を継続して参ります。今後とも、貴協会並びに会員各社のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○優良事業場(労働衛生関係) 三菱倉庫株式会社 神戸支店 様



三菱倉庫(株)神戸支店様

この度、労働衛生関係優良事業場として、兵庫労働基準連合会会長表彰という大変名誉ある賞をいただき、厚く御礼申し上げます。

当店は、安全で働きやすい職場環境を目指して、労使双方が協力して、安全衛生活動を推進して参りました。今後とも弊社人事部安全推進課、労働組合、産業医の先生をはじめとする関係者の皆さまとともになお一層、安全衛生に配慮した職場作りに取り組んでいく所存ですので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○安全衛生功績賞 日向 順一 様(株式会社川重サポート)



日向順一様

この度、令和6年度兵庫労働安全衛生大会において、安全衛生功績賞を賜り、大変光栄に存じます。

これまでご指導いただきました先輩方に深く感謝申し上げます。

私はこの9月をもちまして退職となりますが、お役に立てるようなことがあれば、引き続き協力していきたいと思っております。また、協会の皆様方におかれましては、今後とも弊社に対して変わらぬご厚誼とご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

長い間ありがとうございました。

■技能講習等受講料値上げのお知らせ(令和7年4月実施分より)

一般社団法人兵庫労働基準連合会 神戸東事務所

平素より当事務所主催の技能講習等を受講いただき厚く御礼申し上げます。

昨今の物価高騰の折、諸費用はじめ種々の負担が増加しているため講習の継続が難しくなってきました。受講料はその多くが20年程度据え置きの形で現在に至るも、今般受講料の値上げをせざるを得ない状況となりました。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

神戸東事務所として開催する対象の技能講習等は、

玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、
床上操作式クレーン運転技能講習、高所作業者運転技能講習、
安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習

になります。各講習の受講料等の詳細は同封のお知らせをご参照願います。

■新年祈願祭・令和6年度神戸東地区安全衛生大会のご案内

令和6年度は、両行事を、令和7年1月15日(水)に開催します。

多数ご参加いただきますようお願いいたします。詳細は同封の案内を参照願います。

1/15 12:50～13:40頃 新年祈願祭(会場:湊川神社)

14:00～17:00 神戸東地区安全衛生大会(会場:神戸市医師会館 4階大ホール)

■理化学研究所「スパコン富岳見学会」のご案内(労務部会・多業種交流会)

標記見学会を開催します。詳細は同封の案内を参照願います。(参加無料)

日時 令和7年1月30日(木)15:20(現地集合)～16:30頃(解散)

見学先 理化学研究所(ポートライナー「計算科学センター駅」下車徒歩約3分)

内容 富岳概要説明(約30分)、富岳見学・質疑応答(約30分)

■事務局の年末年始休業のお知らせ

令和6年12月28日(土)から令和7年1月5日(日)まで休業します。

ご不便をお掛けしますが、ご理解願います。

事務局だより

令和6年12～令和7年1月度の技能講習などの予定です。
 詳細は、当協会HP (<https://kobehigashi.com>) をご参照ください。
 技能講習等は、長年の実績を有する当協会主催の技能講習等を是非ご利用ください。

随時受け付けいたします。ただし定員になり次第締め切ります。

実施機関	講習名	実施月日	会場	受講料 (1名につき)
神戸東 事務所	金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習	12月5日	神戸東労働基準協会 研修室	12,870円
	ガス溶接技能講習	1月24,25日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	14,080円
	フォークリフト運転技能講習	1月8,9日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	34,650~37,950円
		1月11,12,13日	(株)神戸国際流通センター	
金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習	1月30日	神戸東労働基準協会 研修室	12,870円	
神戸東 労働 基準 協会	アーク溶接等業務特別教育	12月3,4日	神戸東労働基準協会 研修室	19,140~21,340円
		12月7日	神戸線条工場内 コベルコE&M	
	第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	12月7,14日	兵庫県中央労働センター:小ホール	26,400円
	化学物質管理者講習(6H)	12月10日	神戸東労働基準協会 研修室	19,580~23,980円
	低圧電気取扱い業務特別教育	12月12日	神戸東労働基準協会 研修室	17,050~19,250円
		12月14日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場	
	リスクアセスメント担当者研修会	12月17日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	10,230~12,430円
	フルハーネス特別教育	12月18日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	9,240~11,440円
	職長教育	12月19日,20日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	13,530~15,730円
	職長・安全衛生責任者教育			17,050~19,250円
	第一種衛生管理者受験準備講習(休日)	1月11,13日	兵庫県中央労働センター:小ホール	26,400円
	フォークリフト運転従事者 安全衛生教育(再教育)	1月17日	神戸東労働基準協会 研修室	9,405~11,605円
	職長教育	1月20,21日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	13,530~15,730円
	職長・安全衛生責任者教育			17,050~19,250円
危険予知(KYT)訓練研修	1月22日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	8,030~10,230円	
化学物質管理者講習(6H)	1月23日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	19,580~23,980円	
自由研削用といし特別教育	1月28日	(株)神戸製鋼所 神戸線条工場 コミュニティセンター	9,020~11,220円	

編集後記

10月23日、加古川市で開催された兵庫労働安全衛生大会には、当協会からも多数の方がご参加いただき有難うございました。本大会で受賞された皆様方には心よりお祝い申し上げます。

年末年始の慌ただしい時期を迎えますが、安全確認を確実に実施し、無事故・無災害で明るい新年を迎えましょう。

年が明けた1月15日には、ご案内の新年祈願祭、神戸東地区安全衛生大会を開催します。多数ご参加いただき、新年、新たな気持ちで、安全、健康への取組みを始めましょう。

